



事業者のための

助成金

千葉労働局

からのお知らせ

のご案内

厚生労働省では、下記のリストに掲載したさまざまな助成金を運営しています。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

「申請先」の略称は次のとおりです。

- ・職業対策課 = 千葉労働局職業安定部職業対策課
- ・職業対策課分室 = 千葉労働局職業安定部職業対策課分室
- ・雇用環境・均等室 = 千葉労働局雇用環境・均等室

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

▼申請先

休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課分室 043(441)5678
---------------------------	---------	-------------------------

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	職業対策課分室 043(441)5678
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)	
離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	労働移動支援助成金(人材育成支援コース)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	労働移動支援助成金(移籍人材育成支援コース)	
中途採用を拡大(中途採用率の向上又は45歳以上を初めて雇用)する	労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	職業対策課 043(221)4393
65歳以上の高齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)	
発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	
学校等の既卒者・中退者が応募可能な新卒求人・募集を行い、新たに雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)	
障害者を初めて雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)	
長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用者雇用開発コース)	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)	
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	生涯現役起業支援助成金	

(注) これらのほか、雇い入れた従業員に対して職業訓練を行う場合、下記7に掲げた助成金を受けられる場合があります。

4. 障害者等の雇用環境整備関係の助成金

施設整備をして5人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	職業対策課 043(221)4393
障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる	障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)	
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する	障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)	
労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する	障害者雇用安定助成金 (障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う、障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金	
中途障害者等を職場復帰させる	障害者職場復帰支援助成金	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 043(204)2901
障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者のための事業施設を設置する	重度障害者等多数雇用事業所施設設置等助成金	

5. 雇用環境の整備関係の助成金

評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度を整備する	職場定着支援助成金(雇用管理制度助成コース)	職業対策課分室 043(441)5678	
介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う	職場定着支援助成金(介護福祉機器助成コース)		
介護労働者のための賃金制度の整備を行う	職場定着支援助成金 (介護労働者雇用管理制度助成コース)		
保育労働者のための賃金制度の整備を行う	職場定着支援助成金 (保育労働者雇用管理制度助成コース)		
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)		
生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備する	人事評価改善等助成金		
建設業の中小事業主または中小事業主団体が認定訓練を実施または建設労働者に受講させる	建設労働者確保育成助成金(認定訓練コース)		
建設業の事業主または事業主団体が建設労働者に技能実習を受講させる	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース)		
建設業の中小事業主が雇用管理改善の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	建設労働者確保育成助成金(雇用管理制度助成コース)		
建設業の中小事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当の増額改定を実施する	建設労働者確保育成助成金 (登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース)		
建設業の事業主または事業主団体が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	建設労働者確保育成助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)		
建設業の中小事業主が若年または女性を建設技能労働者として試行雇用する	建設労働者確保育成助成金 (若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース)		
職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や、認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を実施する	建設労働者確保育成助成金(建設広域教育訓練コース)		
建設業の中小事業主が被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借する	建設労働者確保育成助成金 (作業員宿舎等設置助成コース)		
建設業の元方の中小事業主が自ら施工管理する建設現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	建設労働者確保育成助成金 (女性専用作業員施設設置助成コース)		
65歳以上への定年引上げ等を実施する	65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)		(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 043(204)2901
高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する	65歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)		
高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する	65歳超雇用推進助成金(高年齢者無期雇用転換コース)		

6. 仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に取り組む場合の助成金

事業所内保育施設を設置・増設・運営する	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)	雇用環境・均等室 043(306)1860
男性労働者に育児休業を取得させる	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)	
仕事と介護の両立支援に関する取組を行う	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	
育児休業代替要員を確保する、「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、原職等に復帰させる	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)	
育児、介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)	
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)	

7. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)を正規雇用労働者等に転換または直接雇用する	キャリアアップ助成金(正社員化コース)	職業対策課分室 043(441)5678
有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金(人材育成コース)	
すべてまたは(雇用形態別等)一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させる	キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)	
有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施する	キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)	
有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用する	キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)	
有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用する	キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)	
労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額する	キャリアアップ助成金 (選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	
短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用する	キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)	
労働生産性向上に資する訓練、若年者への訓練やOJTとoff-JTを組み合わせた訓練など訓練効果が高い訓練等を行う	人材開発支援助成金(特定訓練コース)	
人材開発支援助成金(特定訓練コース)以外の訓練等を行う	人材開発支援助成金(一般訓練コース)	
セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇制度を導入する	人材開発支援助成金(キャリア形成支援制度導入コース)	
技能検定合格奨励金制度、社内検定制度、業界検定制度を導入する	人材開発支援助成金(職業能力検定制度導入コース)	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

所定労働時間を短縮する(週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする) [対象: 所定労働時間が週40時間を超え、44時間以下である特例措置対象事業場を有する中小企業事業主]	職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)	雇用環境・均等室 043(306)1860
労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して限度基準以下の上限設定を行う中小事業主	職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)	
年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主	職場意識改善助成金(職場環境改善コース)	
過重労働の防止や長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ中小事業主	職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)	
事業場内最低賃金を60円以上引き上げるとともに、生産性向上のための設備投資などを行う中小企業事業主	業務改善助成金	
多様な働き方や仕事と生活の調和を推進するため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小事業主	職場意識改善助成金(テレワークコース)	テレワーク相談センター 0120-91-6479
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	健康安全課 043(221)4312

千葉労働局のご案内

所在地

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎

★労災補償課分室 〒260-8625 (住所は上記に同じ)

★職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階

開庁時間

8:30～17:15 (土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

◆総務部	総務課	043(221)4311	
	労働保険徴収課	043(221)4317	
◆雇用環境・均等室	助成金申請先	043(306)1860	
◆労働基準部	監督課	043(221)2304	
	助成金申請先	健康安全課	043(221)4312
	賃金室	043(221)2328	
	労災補償課	043(221)4313	
	(労災保険審査官)	043(221)4314	
	★ 労災補償課分室	043(202)2370	
◆職業安定部	職業安定課	043(221)4081	
	助成金申請先	職業対策課	043(221)4393
	助成金申請先	★ 職業対策課分室	043(441)5678
	需給調整事業課	043(221)5500	
	訓練室	043(221)4087	

交通のご案内

◆電車

- JR「千葉」駅東口、千葉都市モノレール「千葉」駅、京成「千葉」駅から徒歩20分
- 京成「千葉中央」駅から徒歩7分
- JR「本千葉」駅から徒歩10分
- 千葉都市モノレール「県庁前」駅から徒歩7分

◆バス

- JR「千葉」駅東口バス「(1)のりば」乗車、「中央3丁目」下車(JR千葉駅から2つ目)
- JR「千葉」駅東口バス「(2)、(3)のりば」乗車、「中央4丁目」下車(JR千葉駅から2つ目)



発行: 千葉労働局雇用環境・均等室 043(306)1860
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎